

## 市長意見の提出状況

(大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3－2）嵩上げ）  
に係る環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
富津市
- 2 市長意見について  
意見あり（別添参照）



富環第330号

令和5年6月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

富津市長 高橋恭市



大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に  
係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

令和5年3月15日付け、環第1498号で依頼のありました標記の件につきまして、下  
記のとおり回答いたします。

#### 記

当事業における環境影響評価方法書については、示された内容でおおむね妥当である  
が、今後、行われる本事業に係る工事の実施及び供用に伴う周辺環境への影響を軽減す  
るため、以下の点について特に配慮されたい。

#### 1 方法書における選定項目について

- (1) 環境影響評価を行う際は、可能な限り最新の知見及び評価手法を採用するととも  
に、調査、予測及び評価を行うにあたっては、過年度の環境影響評価調査結果や既  
存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響については可能な限り定量的な  
把握に努めること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じ  
て選定した項目及び手法等を見直すとともに、調査、予測及び評価を追加して行う  
など適切に対応すること。
- (3) 環境影響評価の各項目の調査地点及び予測地点等については、事業計画、工事計  
画等を踏まえ、妥当性及び住民等の意見を十分に検討した上で適切に設定するとともに、  
その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。
- (4) 遮水工の選定根拠、遮水シートの破損等の緊急時の措置を含めた管理計画等を準  
備書に記載すること。



(5) 事業実施区域及びその周辺は、重要な動物種等の生息地となっていることから、これらへの影響が懸念される。

このため、生息時期から、調査期間を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討すること。

## 2 事業計画概要等に伴う事項について

- (1) 第四処分場の第1主提体から第5主提体の法面勾配については、外側を補強土壁構造とし 1:0.6 とすることとしているが、その安全性の根拠について施工方法等も含め具体的に示すこと。
- (2) 浸出水や雨水等の調整設備等の設計にあたっては、造成工事に伴う発生土の保管方法も含め、ゲリラ豪雨などの大雨時も考慮した水量を算定し、十分な容量等を確保するよう配慮とともにその根拠を示すこと。
- (3) 第二処分場からの浸出水漏洩に伴う井戸列等の各種漏洩対策の効果について、過去の実績等も考慮したなかで、改めて検証を行い、安全であることの確認を行うこと。
- (4) 処理水が放流される河川については、農業用水（水稻栽培）として利用されていることから、塩化物イオン濃度低減措置を徹底するとともに、供用後、河川における水質調査等を定期的に実施し、その対策の効果について確認を行うこと。

